

基本合意書（サンプル）

買い手（以下、「甲」という。）と売り手（以下、「乙」という。）及び対象企業（以下、丙という。）とは、甲が丙の発行済株式の全部を乙より買い取る件（以下、「本件取引」という。）について以下の通り合意した。

第1条（取引の内容）

甲は、乙の所有する丙の発行済株式の全部（以下、「本件株式」という。）を総額円（以下、「本件価格」という。）にて乙より買い取る意向を有しており、乙もそれを了承している。

2. 本件取引の一環として行われる本件株式の買い取り主体は、甲の子会社となる場合があり、乙はそれに同意する。

3. 甲による本件株式買取代金の乙への支払は分割払いとし、総額の2分の1を本件取引と同時に行い、残額については本件取引の実行日後6ヵ月後に支払われる。

4. 甲は、本件取引の完了後遅滞なく、丙へ代表取締役を含む取締役 名、監査役 名を派遣する。

5. 丙の取締役である 名は、本件取引の実行と同時に丙の取締役を退任し、丙は 名に対して退職慰労金 円を支払うものとする。

第2条（調査の実施）

甲は、本覚書の締結後、第4条に規定する本件期日までの期間内において、甲及びその選任する弁護士、公認会計士ならびにその他のアドバイザー等が、①丙の事業内容を理解すること、及び②丙の決算報告内容を検証すること、を目的とした調査（以下、「本件調査」という。）を丙に関して実行するものとし、乙は、甲による本件調査の実施に協力する。

第3条（条件の修正）

甲が行う本件調査により、丙の事業内容及び財務内容に関して未報告の重大なる瑕疵が発見された場合、本件価格は当該瑕疵の程度に応じて修正されるものとする。

第4条（独占的交渉権）

甲と乙とは、平成 年 月 日（以下、「本件期日」という。）までに本件取引に関して、最終的かつ確定的な契約（以下、「本件最終契約」という。）を締結し、本件取引を実行するべく誠実に努力する。なお、本日より本件期日までの間、乙は甲以外の第三者との間で、乙の発行済株式の売却、丙の行う増資の引受け、及び丙と第三者との

合併等、丙の経営権が変更される取引につき、一切の交渉、合意、契約を行わないものとする。

第5条（善管注意義務）

乙は、本日より①本件期日、②本件最終契約の締結日までのいずれか早く到来する日までの間、増減資、多額の新規借入、多額の新規投融資、従業員の賃金・給与の水準の大幅な変更、重要な顧客との取引条件の変更等を行わず、丙の財産状態ならびに将来の損益状況が大幅に変化しないよう努めるものとする。ただし、甲と乙とが合意するものについてはこの限りではない。

第6条（無償解約）

本覚書によっては、甲乙ともに本件取引を最終的に実行する義務を負わず、相互に無償にて本件取引に関する交渉を中止することができる。

第7条（協議事項）

本覚書に記載の無い事項または本覚書の内容に疑義が生じた場合の取扱いについては、甲及び乙が誠実に協議し、その解決を図るものとする。

以 上

平成 年 月 日

甲：

乙：